

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下1未満を四捨五入する)

株式会社ピープルズ	山梨県中巨摩郡昭和町西条新田666-1 グレイス・ヒルズ2階		
対象期間	2023/6/1～2024/5/31	許可番号	派19-300155

派遣労働者の数	121人（2024年6月1日付け派遣労働者数）					
派遣先の数	182社（2023年度派遣先事業所数 実数）					
雇用安定措置を講じた人数	76人（2023年度 実数）					
労働者派遣に関する料金額	15,909円（2023年度労働者派遣に関する料金額の平均額）					
派遣労働者の賃金額	10,152円（2023年度派遣労働者の賃金額の平均額）					
マージン率	36.2%（2023年度マージン率の平均）					
教育訓練に関する事項	教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	研修賃金	負担
	入社時教育	当社に初めて派遣就業する方	Off-JT (イーランニング)	派遣元	有給	無
	職能別教育 (介護・保育・事務・製造業務全般)	派遣労働者	Off-JT (イーランニング)	派遣元	有給	無
	階層別教育 (マネジメント・リーダー研修、部下への指導方法等)	派遣労働者	Off-JT (イーランニング)	派遣元	有給	無
	その他教育 (資格取得支援※10～14万円の受講料をピープルズが負担)	派遣労働者	Off-JT (通信)	提携先	無	無
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	労使協定の締結の有無	有（有効期間の終期 2025年3月31日）				
	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	別表(対象となる派遣労働者の職種)による				
その他参考事項	派遣でご就業頂くに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入頂きます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。					
キャリアコンサルティングの相談窓口	今後のキャリアプランなどについて、当社で登録のある方、就業中の方、いずれも無料でご利用が可能です。 055-242-7860 キャリアコンサルティング担当					